

「北海道における緊急事態宣言」解除に伴う各種制限の緩和について

期間：令和3年10月1日（金）～10月31日（日）

緊急事態宣言が解除されることに伴い、下記の通り各種規制の緩和をいたします。

①ご面会について

ご家族様が新型コロナウイルスワクチンの予防接種を2度済まされている場合

居室へのご入室は、許可いたしますが、初回のみワクチン接種済み証明書のご提示をお願いいたします（フロントにてコピーを取らせていただきます）。

合わせて短時間での面会（30分程度）と検温、手洗い、マスク着用等の感染症予防対策を実施したうえで、お願いいたします。

ご家族様がまだ新型コロナウイルスワクチンの予防接種を済まされていない場合

当分の間、フロント前で社会的距離を保持しての面会とさせていただきます。

看取り、急変時の面会について

予防接種を2度済まされているご家族の方は上記の通り入室を許可いたします。

それ以外の方は、事前に新型コロナウイルス抗原検査（有料）を受けていただき、検温、手洗い、マスク着用等の感染症予防対策を実施したうえで、入室を許可いたします。

- ・その他、諸手続等の場合には、応接室をお使いいただきますので、事前にご予約をお願いいたします。

②ご入居者様の外出について

ご入居者様の不要不急な外出は、自粛をお願いするとともに3密（密集、密閉、密接）を避け、1～2時間程度でのご帰館をお願いいたします。

また、ご家族様との外出は、外出先の状況等をお伺いしたうえで、判断させていただき、短時間でのご帰館をお願いいたします。

③外部指導者を招いてのサークル活動について

10月の行事予定表どおり、感染症予防対策を実施したうえで行います。

④ギャラリー、ギャラリーオープニングイベントへの来館について

ご入居者様と、入館を許可されたご家族様のみとさせていただき、一般の方の観覧は、お断りいたします。

※今後、感染症予防対策委員会において、随時対応を検討させていただきます。